

8月25日(日)は

埼玉県知事選挙の投票日

投票日当日の投票時間は7時～20時

8月25日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です。今後の県政を担う人を決める大切な選挙です。

一人ひとりが重要性を十分に認識し、大切な一票を投じましょう。

投票できる方

平成13年8月26日以前に生まれた方で、令和元年5月7日までに狭山市に転入を届け出て、選挙人名簿に登録され、引き続き狭山市に住んでいる方です。なお、選挙人名簿に登録されていて、令和元年5月8日以降に県内のほかの市町村に転出した方は、狭山市での投票になりません。

投票所で引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を受けるほか、転出先などの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」か「住民票の写し」を投票所受付で提示し、投票してください。

※7月29日以降に市内で転居した方は、転居前の住所地の投票所での投票と

なりません

※投票する前に県外に転出した方は投票できません

※引き続き県内に居住することの確認を受ける場合は、時間がかかります

入場整理券を郵送

発送時期 8月初旬

「投票所入場整理券」は、はがきで送付します。はがきには、4名までの入場整理券と期日前投票宣誓書が印刷されています。期日前投票をされる方は、あらかじめ自宅などで記入いただけま

す。投票所にお越しの際は、ご自分の整理券を切り離してお持ちください。入場整理券が届かない方や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録

されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票所

該当する投票所は、選挙管理委員会から郵送される「投票所入場整理券」に記載されています。

投票日当日は、記載されている投票所以外の投票はできませんので、ご注意ください。

市内指定施設

都道府県の選挙管理委員会に指定された病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、申し出ることで、その施設内で不在者投票ができます。

選挙公報

各候補者の公約や経歴をお知らせします。

選挙公報は、8月10日(土)以降、ホームページでご覧いただけます。また、8月中旬の朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に折り込み予定です。スポーツ新聞などには折り込みません。

期日前投票

仕事や旅行、病気などの理由で、投票日当日に投票できないと見込まれる方は、お早めに期日前投票をお願いします。

ご自分の入場整理券下部の期日前投票宣誓書に必要事項を記入の上、お持ちください。なお、入場整理券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されているれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

※最終日の24日(土)は混み合いますのでお早めの投票をお願いします

市役所1階玄関ホール

期間	時間
8月9日(金)～24日(土)	8時30分～20時

市民会館1階一般休憩室

期間	時間
8月20日(火)～24日(土)	9時30分～19時

遠隔地(滞在地)での不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで国内

の他市区町村に滞在している方が滞在先で不在者投票をする際は、滞在先の選挙管理委員会へ入手できる、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入して、狭山市選挙管理委員会へ請求してください。投票用紙を滞在先へ送付します。

投票

投票用紙には、1名の候補者氏名を記載し、投票箱へ投函してください。

【代理投票と点字投票】
手が不自由などの理由で文字を書くことができない方には代理投票、また、目の不自由な方には点字投票の制度があります。投票所の係員にお申し出ください。

投票・開票速報

投・開票速報は、ホームページとモバイルサイトでご覧になれます。また、電話でも速報を行います。

開票は即日開票で、21時から智光山公園内の市民総合体育館で行う予定です。開票速報は開票会場でも掲示します。

【投票速報】

9時から2時間おきに、確定まで

【開票速報】

22時から30分おきに、確定まで

【電話での問合せ】

速報係へ ☎29953・1111(代)

郵便による不在者投票

身体に重度の障害などがあり、投票に行けない方が郵便で投票できる制度です。ご利用には一定の要件があり、あらかじめ選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

身体障害者手帳をお持ちの方

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級
- ③ 免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級

戦傷病者手帳をお持ちの方

- ① 両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症

介護保険証をお持ちの方

- ① 要介護状態区分が要介護5の方

投票の代理記載

郵便での投票の対象者で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方などは、選挙権のある方の中から代理記載人を定め、選挙管理委員会に届け出ることによって、代理記載による投票ができます。

告示日と選挙運動期間

告示日 8月8日(木)
選挙運動期間 8月8日(木)～24日(土)

※市内223か所に選挙運動用ポスターの公営掲示場を設置します。倒れたり破損したりしている掲示板を見つけたときは、選挙管理委員会へご連絡をお願いします。

貴重な一票を大切に、投票しましょう。
投・開票速報はホームページとモバイルサイトでご覧いただけます。

モバイルサイト
の二次元コード▶



問合せ 選挙管理委員会へ

内線6061

